

○厚生労働省令第百十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の五十六を第五号の五十七とし、第五号の四十四から第五号の五十五までを一号ずつ繰り下げ、第五号の四十三の次に次の一号を加える。

五の四十四 N―「(S)―」―「(R)―」―二―(六―アミノ―九H―プリン―九―イル)―一―メチルエトキシ」メチル―フェノキシホスフィノイル」―L―アラニン―メチルエチル（別名テノホビ

ル アラフエナミド)、その塩類及びそれらの製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。